品川区職員環境行動計画

～しながわ職員エコアクト～

平成 30（2018）年度～平成 34（2022）年度

平成 30（2018）年３月

品川区

はじめに

品川区では、区が一事業者として地球温暖化対策への取り組みを示した「品川区地球温暖化防止対策実行計画」（第三次）を平成 25（2013）年に策定し、その大きな要因の一つである二酸化炭素の抑制に努めてまいりました。

東日本大震災を契機として、職員一人ひとりの環境に対する意識や行動が着実に定着したこともあり、その成果がしっかりと表れています。

一方で、地球全体の環境に目を向けると、地球温暖化は進行し、その影響は集中豪雨や夏の暑さなどの形で、私たちの生活にも影響しています。平成 27（2015）年には、フランスのパリにおいて京都議定書以来 18 年ぶりとなる、法的拘束力のある「パリ協定」が採択され、世界の国々が連携し、地球温暖化への取り組みを強化していくことが決まっています。

品川区は、このような背景を踏まえ、区の環境施策の基本方針である「品川区環境基本計画」を平成３０（2018）年に策定し、区全体から排出される温室効果ガスを大幅に削減すべく、削減目標と具体的な施策・行動をとりまとめました。

そして、区としてもこの新たな計画をより強力に推進し、他事業者の模範となるよう、第三次計画に続く第四次計画として「品川区職員環境行動計画（しながわ職員エコアクト）」をとりまとめました。本計画では、温室効果ガス排出量の新たな削減目標を掲げるとともに、その達成に向けた取り組みの充実を図りました。

この新たな削減目標の達成には、職員の皆さんの取り組みの積み重ねと、全庁的な連携による一体的な取組が欠かせません。引き続き「次代につなぐ環境都市」を目指した取組を着実に推進してまいります。

平成 30 年３月

品川区長　　濱　野　　健

＜　目　次　＞

第１章　計画の基本的事項 1

１　はじめに 2

２　計画の位置付け 6

３　計画の期間 7

４　計画の対象物質 7

５　計画の範囲 8

第２章 区役所の取り組み状況 10

１ 前計画の総括 11

第３章 計画の目標 15

１ CO2 の排出削減量に関する目標 16

第４章 率先行動計画 18

１ 温室効果ガス排出抑制のための取り組みの体系 19

２ 温室効果ガス排出抑制のための具体的な取り組み 20

第５章 推進体制 27

１ 推進体制 28

２ 職員等への意識啓発 28

３ 公表 28

参 考 資 料 33

第１章　計画の基本的事項

1　はじめに

（１）地球温暖化の動向

■　世界の動向

2100 年の世界の平均気温は、現在と比較して 0.3～4.8℃上昇すると予測されており、地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇等が観測されており、熱帯・亜熱帯にある島国への高潮による浸水被害や、農業や牧畜への影響による食糧難、生態系への深刻な影響等が予想されています。

そのような状況の中、平成 27（2015）年にフランスのパリにおいて、国連気候変動枠組条約※1 第 21 回締約国会議（COP21）が開催され、全ての国が長期的な温室効果ガス排出削減に取り組む「パリ協定」が採択されました。パリ協定は、平成９（1997）年に採択された「京都議定書※2」以来、18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書です。

パリ協定では、世界の平均気温上昇を、産業革命前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力の追及が掲げられました。これを達成するためには、今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収を均衡させるよう、世界の排出量を早急にこれ以上増加しないよう対策し、急激に削減していくことが世界的な目標として設定されました。

この協定の採択により、全ての国が温室効果ガスの削減目標を５年ごとに提出・更新し、共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、評価と見直しを行うことが決まりました。

〈パリ協定の主な内容〉
◇世界の平均気温上昇を、産業革命前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及することについても言及
◇主要排出国を含む全ての国が温室効果ガスの削減目標を５年ごとに提出・更新し、共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、レビューを受ける
◇森林等の CO_2 吸収源の保全・強化の重要性について言及
◇途上国における森林減少・劣化からの排出を抑制する仕組みを構築する
◇先進国が引き続き資金を提供し、途上国も自主的に資金を提供する

※1 国連気候変動枠組条約とは、1992 年にブラジルの都市リオ・デ・ジャネイロにおいて開催された環境と開発に関する国際連合会議（UNCED）において、採択された地球温暖化問題に関する国際的な枠組みを設定した環境条約です。

※2 京都議定書とは、1997 年に京都で開催された気候変動枠組条約第３回締約国会議（COP3）において、先進国の拘束力のある削減目標（2008 年～2012 年の５年間で 1990 年に比べて日本－６％、米国－７％、ＥＵ－８％等）を明確に規定した合意です。

■　国・都の動向

日本では、年平均気温は、100 年あたり 1.16℃の割合で上昇しており、東京においてはヒートアイランド現象の影響も加わり 100 年あたり 2.4℃の割合で上昇しています。（気候変化レポート 2015―関東甲信・北陸・東海地方―）

これらの気候変動は、区民の健康（熱中症等）や安全（台風の大型化等）にも影響を及ぼしつつあります。

地球温暖化の原因となる温室効果ガス※1 の排出量は、わが国では削減の方向に向かいつつあるものの、世界的には、発展途上国の急激な経済成長等で、依然として増加の一途をたどっています。

このような中で、国はパリ協定に基づく日本の削減目標として、温室効果ガスを平成 42（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 26%削減するという目標を定めました。

そしてこの目標の実現に向けた国の計画として、平成 28（2016）年 5 月に、「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

また、東京都では平成 28（2016）年に策定された「東京都環境基本計画」において、平成 42（2030）年までに温室効果ガス排出量を平成 12（2000）年比で 30%削減・平成 25（2013）年比で 38%削減する目標を定めています。

（2）区が果たすべき責務

「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、地方公共団体が果たすべき責務が示されており、区もこれに基づく取り組みが必要となっています。

＜地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）＞

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

２　地方公共団体は、自らの事務および事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全および強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

※1 温室効果ガスとは、大気圏にあって地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素やメタンなど 7 種類の温室効果ガスが対象となっています。

■ 区のこれまでの取り組み

区内全域を対象とした地球温暖化対策の取り組み

区は、平成２（1990）年度に「地球環境問題への取組方針」を定め、区内全域を対象とした地球温暖化対策の大きな一歩を踏み出しました。

平成 22（2010）年度には、地球温暖化対策の推進に関する法律第４条１に基づき、「品川区地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、区内から排出される温室効果ガス排出量の削減目標を定め、その目標達成に向けた具体的な施策等を示しました。

平成 30（2018）年度には、国や都の新たな地球温暖化対策の目標が定められたことなどを受け、区の目標設定を含む「品川区環境基本計画」を策定し、新たな削減目標のもと、温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

区の業務を対象とした地球温暖化対策の取り組み

区の業務による温室効果ガスを削減するための取り組みとして、地球温暖化対策の推進に関する法律第４条２に基づき、平成 14（2002）年度に「品川区環境配慮率先実行計画」（第一次計画に相当）を策定しました。

その後、平成 20（2008）年度には「品川区地球温暖化防止対策実行計画」（第二次）を、平成 25（2013）年度には「品川区地球温暖化防止対策実行計画（第三次）」（以下、「前計画」とする）を策定し、一事業者として着実に温暖化対策に取り組んできました。

（現行の各計画の位置付け・関係性については、P6 を参照）

区の業務における環境マネジメントの取り組み

区は、地球温暖化対策をはじめ、環境保全の取り組みにおける事業者の規範となり、率先して行動する立場であることから、平成 13（2001）年度に ISO14001[※1]の認証を取得し、業務による環境負荷の低減に取り組んできました。これにより、全庁的に環境配慮への認識が高まり、PDCA サイクルに基づく取り組みの考え方も定着したことから、平成 27（2015）年度からは区独自の環境マネジメントシステム[※2]である「しながわエコリンク」に移行し、地球温暖化対策を中心とした環境保全の取り組みを、着実に進めています。

※1 ISO14001 とは、国際的な標準規格の設定を行う機関「ISO（国際標準化機構）」が定めた、企業や自治体などの自主的な環境配慮の推進のための国際規格のことをいいます。

※2 環境マネジメントシステム（Environmental Management System、EMS）とは、企業など事業組織が法令などの規制基準を遵守することにとどまらず、自主的かつ積極的に環境を保全するために立案する計画と行動組織のことをいいます。

＜しながわエコリンクの概要＞

温室効果ガスの増加による地球温暖化が益々深刻化する一方、東日本大震災を契機に、エネルギーに対する社会の関心も高まっています。

このような状況の中で、区が率先して環境保全・改善に取り組み、区民・事業者等の環境行動の促進を図るため、品川区独自の環境マネジメントシステム（しながわエコリンク）を構築・運用していくこととしました。

- 環境関連法令[※1]および行動計画[※2]に基づく省エネ・省資源活動の推進

環境関連法令や行動計画に基づく省エネ・省資源活動を着実に推進していくために、年度ごとの環境目標を定め、その進行管理を行います。

- 環境法規制の遵守の徹底

環境法令管理の強化を図り、適用を受ける環境法規制の遵守の徹底を図ります。

■ 本計画の目的

「品川区職員環境行動計画」（以下、本計画とする）は、前計画の見直しを図った第四次の計画に相当するものです。

これまでの社会変化や地球温暖化を取り巻く動向の変化に対応し、区民・事業者に対して率先的な行動を展開するため、同時に策定した「品川区環境基本計画」と連動し、品川区基本構想の都市像４「次代につなぐ環境都市」を目指した取り組みを着実に推進していきます。

※1 環境関連法令とは、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」および「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」をいいます。

※2 行動計画とは、「品川区職員環境行動計画」を指します。

２　計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画」として策定しました。

区の業務により排出される温室効果ガスについて、削減の目標とその達成に向けた対策を定めるものです。

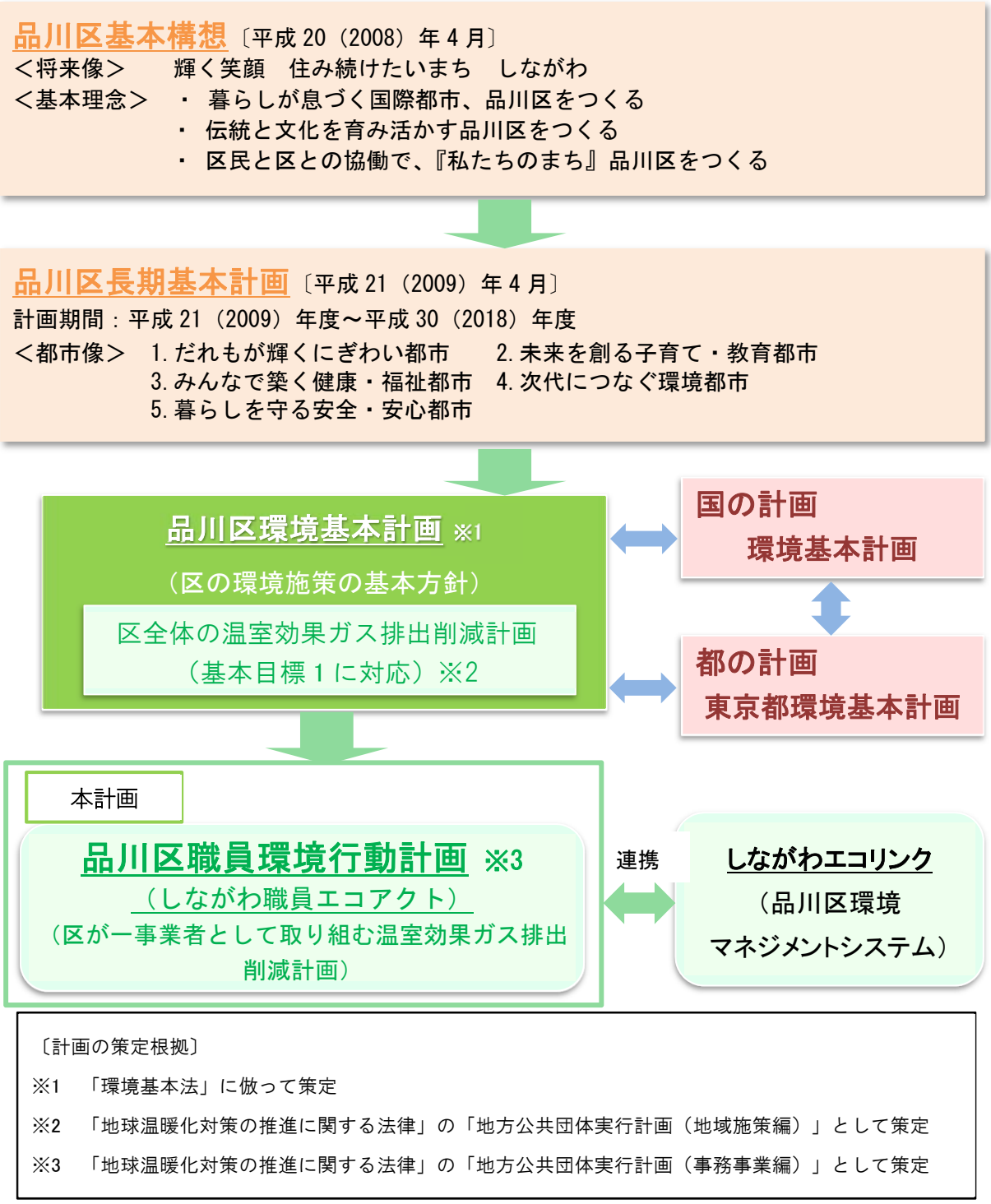

〔計画の策定根拠〕

※1　「環境基本法」に倣って策定

※2　「地球温暖化対策の推進に関する法律」の「地方公共団体実行計画（地域施策編）」として策定

※3　「地球温暖化対策の推進に関する法律」の「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として策定

図 1　計画の位置付け

３　計画の期間

本計画の期間は、平成 30（2018）年度から平成 34（2022）年度までの５年間とします。

４　計画の対象物質

対象となる温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第２条第３項に定められた表 1 のとおりです。

区内の温室効果ガスの排出量は、その約 95%を CO_2 が占め、区の事業においても同様です。そのため、特に CO_2 の削減に対して積極的な取り組みを行うこととし、本計画における排出量の把握は CO_2 を対象とします。毎年の業務による CO_2 排出量は、環境情報管理システム※1 を使用し集計を行います。

また、公用車の使用等により発生するメタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン類については、CO_2 と同様に削減行動に取り組みます。

パーフルオロカーボン類・三ふっ化窒素は区の事業では排出しておらず、六ふっ化硫黄は排出量が極めて微量であるため、計画の対象外とします。

表 1　計画の対象物質一覧

	温室効果ガス名	記号	地球温暖化係数※2	業務における主な排出源	削減の取り組み
1	二酸化炭素	CO_2	1	燃料の使用、電気の使用	○
2	メタン	CH_4	25	燃料の使用、自動車の走行	○
3	一酸化二窒素	N_2O	298	燃料の使用、自動車の走行	○
4	ハイドロフルオロカーボン類	HFCs	1,430 等	カーエアコンの使用・廃棄等	○
5	パーフルオロカーボン類	PFCs	7,390 等	排出していない	－
6	六ふっ化硫黄	SF_6	22,800	公共施設の受変電設備の使用・点検等により排出	－（排出量が極めて微量であるため）
7	三ふっ化窒素	NF_3	17,200	排出していない	－

※1 環境情報管理システムとは、所管する各課・各施設のエネルギー使用量等の実績を管理するシステムです。電気使用量、ガス使用量、水道使用量、燃料使用量、コピー・プリント数、可燃廃棄物排出量、不燃廃棄物排出量、用紙類購入量を運用担当者等が毎月入力します。

※2 地球温暖化係数とは、温室効果ガスそれぞれの温室効果の程度を示す値のことです。

５　計画の範囲

本計画の対象範囲は、表 ２に示すとおりです。

国の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（環境省、平成29 年 3 月策定）」に基づき、区が所有または管理し、事業に使用している全ての施設・設備を対象としますが、住居に伴う部分（区営住宅・職員待機寮等）は対象外とします。

なお本計画は、各種取り組みの浸透や進捗管理について、「しながわエコリンク」と一体的に進めていくこととします。（施設リストは「しながわエコリンク運用マニュアル」を参照）

表 ２　計画の範囲

	施　設	自動車
対象	● 区庁舎 ● 各課分室・出先機関 ● 文化センター ● 地域センター ● 区民センター ● 児童センター ● シルバーセンター ● ゆうゆうプラザ ● 高齢者福祉施設 ● 障害者福祉施設 ● 保健施設 ● 図書館 ● 創業支援センター ● 保育園 ● 幼稚園 ● 小学校 ● 中学校 ● 義務教育学校 ● 保養施設 ● 区立公園・児童遊園・特定児童遊園 ● 公衆便所・公園便所 ● 区民活動交流施設 ● 自転車等駐車場 ● 品川歴史館 ● 清掃・リサイクル施設 ※　その他、区が所有または管理する施設（下記、対象外の施設は除く）	・ 区の事業（対象施設に限る）で使用する車両
対象外	・ 区営住宅 ・ 借上型区民住宅 ・ 建設型区民住宅 ・ 職員待機寮 ※　その他、区以外のものが所有し、区の事業以外の目的で使用されている施設	・ 上記以外の全ての車両

※　対象範囲の考え方については次のページを参照してください。

表 3　計画の対象範囲の考え方※1

設置者※2	所有または賃借権者※3	施設・設備の形態	本計画の対象範囲	備考
区	区	・ 区庁舎や学校等の区施設 ・ 都施設等に複合されている区施設	○	・ 都施設等に複合されている区施設がある場合は、区が所有・賃借している部分のみが対象
	区以外	・ 区施設内に入居している他の団体の事務所や民間テナント等 ・ PFI※4 の事業方式の一種である「BOT 方式※5」や「BOO 方式※6」によって整備され、所有権が PFI 事業者に帰属する区施設	○	
区以外	区	・ 民間施設等に複合されている区施設	○	・ 区が所有または賃借している部分のみ対象
	区以外	・ 一般的な民間施設等	×	

※1 国の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（環境省、平成 29 年 3 月策定）」に基づき、対象範囲を定めます。
※2 設置者とは、施設の建築を決定したものを指します。
※3 所有者とは、施設の所有権を有するものを指し、賃借権者とは所有者との賃貸契約により施設を使用するものを指します。
※4 PFI とは、民間資金等の活用により公共施設等の整備等を行う事業のことを指します。
※5 BOT 方式とは、上記 PFI のうち、民間が施設を建設・維持管理・運営し、契約期間終了後に公共へ所有権を移転する事業を指します。
※6 BOO 方式とは、上記 PFI のうち、民間が施設を建設・維持管理・運営し、契約期間終了後も民間が施設を所有し続ける事業を指します。

第２章 区役所の取り組み状況

１ 前計画の総括

（１）前計画期間中に実施した省エネルギーの取り組みとその成果

区役所では、各部署で継続して以下のような省エネルギーの努力を行っています。

● しながわエコリンク

しながわエコリンクに基づき、省エネルギーに取り組む体制・基準を定め、各部署の自主的な行動を促すとともに、環境監査を行うことで意識を高めています。併せて、環境に関する優良な取り組みを行っている課および施設を表彰することにより、意欲向上と取り組みの水平展開を図っています。

● サマールック・ウォームビズキャンペーンの取り組み

＜サマールックキャンペーンの取り組み内容＞

1.省エネ対策を推進するため、庁舎等の室内温度を原則として２８℃に設定します。

2.体感温度はまず服装で調整することとし、上着を脱ぎ、ネクタイを外し、軽装になって執務を行います。特に平成 28（2016）年度からは大暑から処暑までの期間をスーパーサマールックキャンペーンとして、強化期間と位置付けています。

3.区民および区内事業所に、区の省エネルギーの取り組みについてアピールし、積極的な行動について協力を要請します。

＜ウォームビズキャンペーンの取り組み内容＞

1.省エネ対策を推進するため、庁舎等の室内温度を原則として１９℃に設定します。

2.体感温度は重ね着等の服装で調整することとし、執務を行います。

3.区民および区内事業所に、区の省エネルギーの取り組みについてアピールするとともに、省エネルギーへの積極的な行動について協力を要請します。

● 電力節減方針に基づく取り組み

電力消費量が増加する夏季（７月～９月）期間中は、節電への考え方をまとめた「電力節減方針」に基づき、照明の調節等、業務への影響を必要最小限としつつ取り組んできました。

● ライトダウンキャンペーン

環境省では、地球温暖化対策を実施する契機となることを目的に、「夏至」から「七夕」の期間、全国のライトアップ施設や各家庭の照明の一斉消灯を呼びかけるライトダウンキャンペーンを実施しています。

区においても、同期間に公共施設の夜間の不要な照明の消灯に取り組むとともに、七夕（７月７日）には定時退庁後の一斉消灯や、区内施設（野球場・庭球場）の夜間貸し出しを控える等、ライトダウンキャンペーンに積極的に参加しています。

● エコラ通信

環境課では、職員向けに庁内 LAN を通じて毎月、環境に関わる情報を発信し、知識の習得と意識の向上を図っています。

（2）前計画期間中の目標達成状況

前計画では、平成 21（2009）年度を基準年とし、対象施設の床面積 1 ㎡当たりの CO_2 排出量を、平成 29（2017）年度までに 5%削減することを目標として取り組んできました。

その結果、平成 28（2016）年度時点において 0.0395t-CO_2/㎡であり、基準年平成 21（2009）年度の 0.0443t-CO_2/㎡に対して 10.8%の削減となり、前計画の目標は達成できたと評価されます。

なお、平成２７（2015）年度から平成２８（2016）年度にかけて増加していますが、これは、庁舎の熱源機器改修に伴う稼働時間増や業務量増加、冬季の気温が例年に比べて低かったこと等に起因するものです。

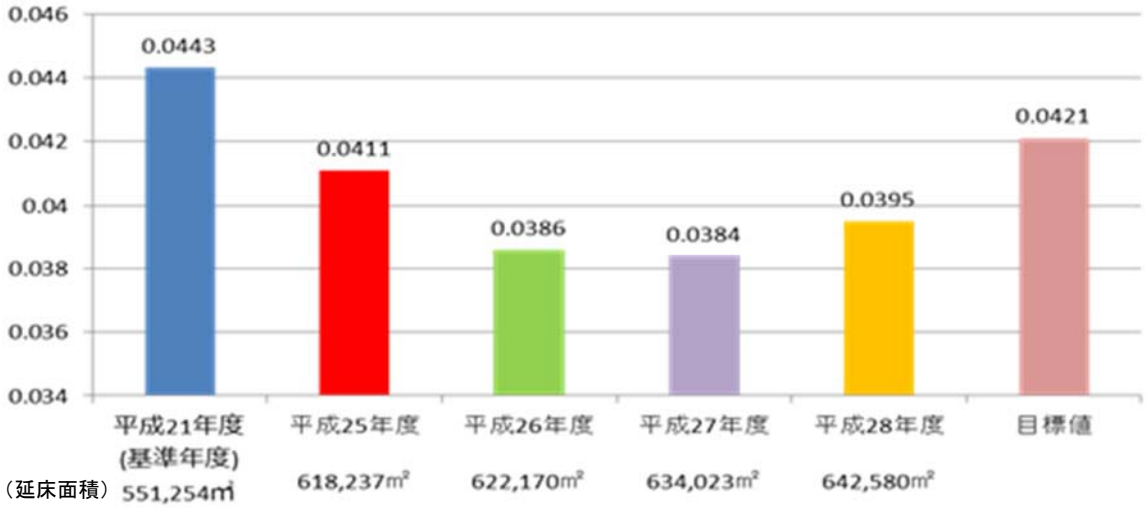

表 4　1m^2 あたりの CO_2 排出量の推移

表 5　CO_2 排出量の推移

	年　度	単位床面積あたりの CO_2排出量 (t-CO_2/m^2)	基準年度比
基準年	平成 21（2009）年度	0.0443	―
実績	平成 25（2013）年度	0.0411	-7.2%
	平成 26（2014）年度	0.0386	-12.9%
	平成 27（2015）年度	0.0384	-13.3%
	平成 28（2016）年度	0.0395	-10.8%
目標	平成 29（2017）年度	0.0421	-5%

※　排出量は四捨五入しています。そのため、合計値や基準年度比が合わない場合があります。

（３）CO_2の総排出量

CO_2排出量は、エネルギー消費量とそれぞれの燃料別に定められたCO_2排出係数※1 を乗じて算出するため、排出係数の変動により影響を受けます。そのため、排出係数を固定とし、業務により排出されるCO_2の総排出量を算出しました。

基準年の平成 21（2009）年度から平成２６（2014）年度までは、ほぼ横ばいの傾向にありましたが、平成 25（2017）年度からは増加しており、平成 26（2018）年度は基準年比 7.0%の上昇となりました。

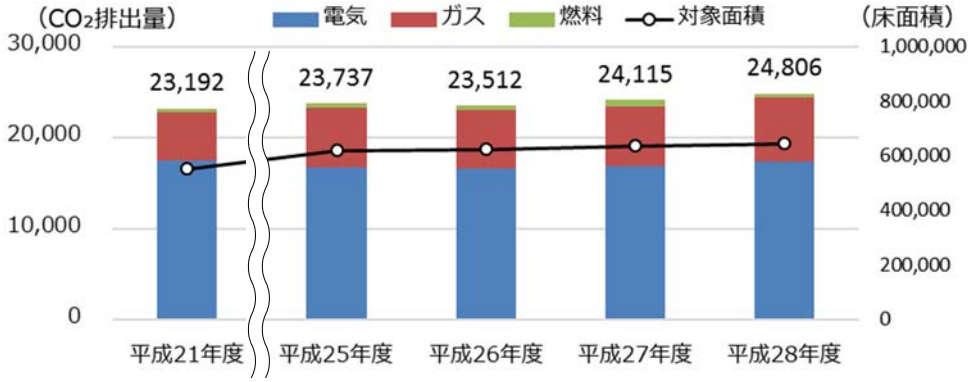

図 ２　エネルギー種別CO_2排出量

（４）エネルギー消費量

業務によるエネルギー消費量を算出した結果、平成２３（2011）年の東日本大震災直後の緊急的な節電対策等の効果により、エネルギー消費量は大きく減少した後、近年はほぼ横ばいの傾向にあります。

基準年の平成 21（2009）年度との比較では、平成 28（2016）年度は 15.6%の上昇となりました。

エネルギー消費量の伸びに対して、CO_2 排出量の伸びが少ない要因としては、CO_2排出係数の低い事業者からの電力供給が増えたことが挙げられます。

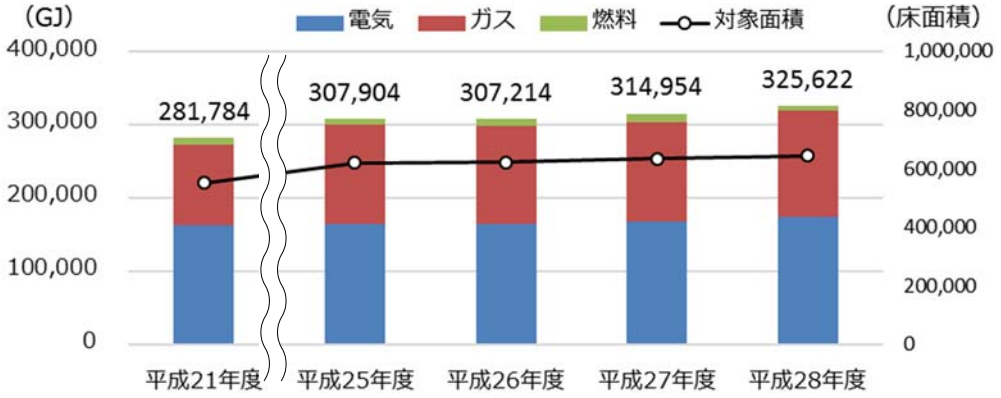

図 ３　エネルギー種別エネルギー消費量

※1 CO_2排出係数とは、各エネルギーの使用量当たりのCO_2排出量のことです。電気の場合では、化石燃料を燃やす火力発電に比べ、太陽光や水力等を用いた発電の排出係数がより低い数値となっています。

第３章 計画の目標

1 CO_2の排出削減量に関する目標

本計画におけるCO_2の削減目標は、以下のとおりと定めます。

■ 区の業務により排出されるCO_2の削減目標
計画期間中の目標：平成 34（2022）年度までに平成 25（2013）年度比で16%削減
削減目標　　：平成 42（2030）年度までに平成 25（2013）年度比で40%削減

【目標設定の考え方】

① 区では、これまで継続的にエネルギー消費量の削減に取り組んでおり、今後も省エネ行動の徹底や省エネ型設備の更新、そして低炭素なエネルギーの導入等に継続的に取り組んでいきます。

② 「品川区環境基本計画」では、区全体から排出される温室効果ガス排出量の削減目標を、「平成 42（2030）年度までに平成 25（2013）年度比 40%削減」としています。

③ 「政府がその事務および事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（以下、政府実行計画）」では、「平成 42（2030）年度までに平成 25（2013）年度比 40%削減（中間目標：平成 32（2020）年度までに 10%削減）」という目標を掲げています。

④ 区を代表する事業者として、「品川区環境基本計画」と政府実行計画との整合を図る目標とすることとしました。

⑤ 複合機の導入など、省エネルギー・省資源などの地球温暖化対策や経済的メリットと、業務効率向上が両立する取り組みを推進します。

以上を踏まえ、職員一人ひとりが率先して行動し、各種の取り組みを強力に推進することで達成が可能となる標記の削減目標を定めました。

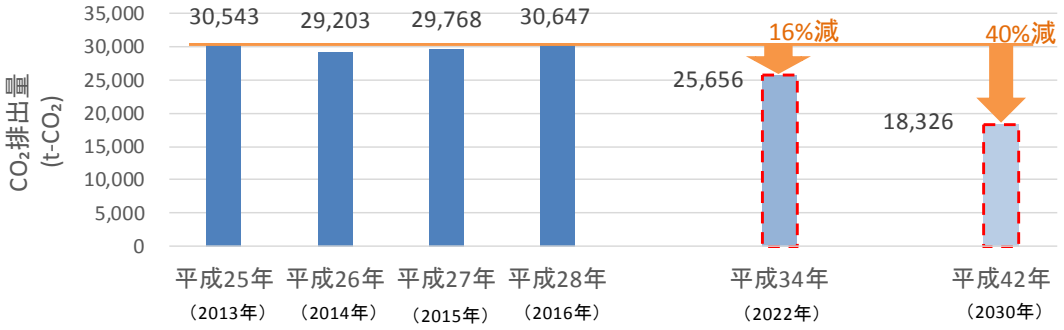

＜本計画における削減目標＞

なお、CO_2 排出量は区の施設数や床面積の増減に大きく左右されることから、「区施設からの単位床面積当たり CO_2 排出量」について毎年把握し、取り組みの進捗状況等を評価する指標として活用します。

この指標は、品川区環境基本計画における地球温暖化対策に関する指標の一つにも位置付けられています。

（指標）区施設からの単位床面積当たり CO_2 排出量

計画期間中の指標：平成 34（2022）年度までに 0.0398t-CO_2/㎡
〔平成 25（2013）年度比で 16%削減に相当〕

削減の指標　　：平成 42（2030）年度までに 0.0285t-CO_2/㎡
〔平成 25（2013）年度比で 40%削減に相当〕

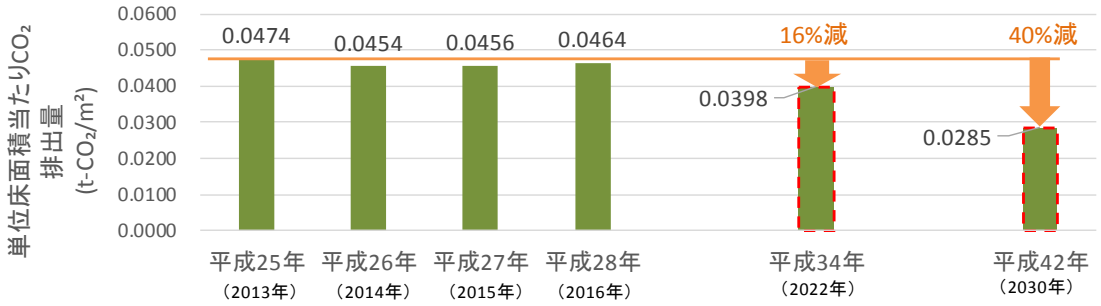

＜本計画における削減の指標＞

※本計画の単位床面積当たりの CO_2 排出量は、前計画からの対象施設の変更および排出係数を変動して算出しているため、前計画の単位床面積当たりの CO_2 排出量とは数値が異なります。

第４章 率先行動計画

１ 温室効果ガス排出抑制のための取り組みの体系

（1）日常業務における取り組み

- 空調の適切な運用による電気・燃料使用量の削減
- 照明の適切な運用による電気使用量の削減
- エレベーターの適切な運用による電気使用量の削減
- 電気機器の適切な運用による電気使用量の削減
- 給湯機器の適切な運用による燃料使用量の削減
- 公用車の適切な運用による車両用電気・燃料使用量の削減と走行距離の抑制
- 働き方の配慮による電気・燃料使用量の削減
- 紙使用量の削減
- 水使用量の削減
- 廃棄物排出量の削減
- 各種法令に従った適正な廃棄
- 環境に配慮したエネルギー調達の推進
- イベント等における環境負荷に配慮
- フロンガス使用等に係る適正管理

（2）施設・設備の更新

- 「エネルギーの見える化」によるエネルギー使用量削減
- 太陽光発電システム・太陽熱利用等の再生可能エネルギーの活用
- コージェネレーションシステム・省エネ型ボイラーの導入
- 省エネ診断の実施によるエネルギー使用量削減
- 施設の新設における省エネ化の検討
- 空調・照明・電気機器・給湯・公用車の更新によるエネルギー使用量の削減
- 水使用量の削減
- 公共工事の環境配慮

（3）省エネ協議

２ 温室効果ガス排出抑制のための具体的な取り組み

一事業者としての区が排出する温室効果ガス削減のためには、まず第一に職員一人ひとりの日常業務における環境を意識した取り組みを徹底し、あわせて施設・設備を省エネ型に更新していくことが必要です。

各取り組みの内容を十分に理解するとともに、所属する組織内で共有し、合わせて全庁的な連携により、確実に実践していきます。

（１）日常業務における取り組み

温室効果ガスを削減するためには、全ての職員が環境に対する意識を持ち、自身の職務を遂行することが重要です。また、電力消費が多い夏季・冬季については、区民サービスの質を維持しつつ、より省エネルギーを推進する必要があります。

日常業務において、職員一人ひとりが、その職責や立場に応じて取り組むべき省エネルギー・省資源の行動は、以下に示すとおりです。

区分	取り組み項目	具体的取り組み内容
環境に配慮したエネルギー調達の推進		● エネルギーを調達する際、使用時の温室効果ガス排出量の少ない低炭素なエネルギーを優先して調達することに配慮
エネルギー効率のよい施設管理の実施		● エネルギーの使用の合理化に関する法律の対象施設については、「品川区エネルギー管理基準」（下記参照）にしたがって、エネルギー効率のよい施設管理を実施
働き方	電気使用量の削減 燃料使用量の削減	● 業務の見直しによる時間外勤務の抑制（しながわ～く） ● 一斉退庁・一斉消灯・ノー残業デーの徹底
照明	電気使用量の削減	● 不要な照明の消灯（始業前・昼休み・残業時）※窓口等必要箇所を除く ● 支障の無い範囲で廊下・階段等の共用部の照明を減灯 ● 可能な限り日中の窓側照明の消灯 ● 不要な照明の間引き

※下線を引いている取り組み内容は、本計画で新たに記載されたもの。

＜エネルギー管理基準の概要＞

エネルギー管理基準とは、区の施設における省エネルギー活動を効果的に推進することを目的として、「エネルギー使用の合理化に関する法律（第４条ほか）」に適合したエネルギー管理における基準を文書化したものです。

この基準は、区の所管施設において消費される電力、化石燃料、ガス燃料、用水（上水・中水）、地域熱源等すべてのエネルギーを対象として、施設維持管理業務に適用するものです。

※内容の詳細については、しながわエコリンクの品川区エネルギー管理基準を参照

区分	取り組み項目	具体的取り組み内容
空調	電気使用量の削減 燃料使用量の削減	● 適切な室温設定の徹底（サマールックキャンペーン 冷房 28 度･ウォームビズキャンペーン　暖房 19 度） ● 使用していない部屋の個別空調の停止の徹底 ● ブラインド・カーテン等の適切な利用による空調効率の向上 ● エアコンフィルター等の定期的な清掃や管理 ● 余冷・余熱によるエアコン等の運転時間の短縮 ● 冷暖房設備の維持・管理の徹底 ● ボイラー等エネルギー供給施設の適切な運転・維持管理
電気機器	電気使用量の削減	● パソコン等 OA 機器の省エネ設定 ● 電気ポットは原則使用しない （ガス設備等がない施設を除く） ● 暖房便座の蓋を閉める ● 暖房便座を節電モードに設定
給湯	燃料使用量の削減	● 必要最低限の給湯器使用
エレベーター	電気使用量の削減	● 階段の利用 ● 支障のない範囲で一部の運転を休止
公用車	電気使用量の削減 燃料使用量の削減 走行距離の抑制	● 停車時のエンジン停止の徹底 ● エコドライブの徹底 （急発進・急加速・急停止等の抑制） ● 自動車の使用回数の抑制 （徒歩移動・自転車の活用、相乗り等） ● カーエアコンの適切な使用（不要時はつけない） ● タイヤの溝・空気圧等の定期的な点検・整備
製品購入時の環境負荷の低減		● グリーン購入の実施（詳細は P２３参照） ● カーボンオフセット（下記参照）商品の購入の検討

＜カーボンオフセット＞

カーボンオフセットとは、削減が困難な部分の温室効果ガス排出量について、他の場所で実現した排出削減・吸収量等（クレジット）を購入することまたは他の場所で排出削減・吸収を実現する活動を実施すること等により、その排出量の全部または一部を埋め合わせることをいいます。

事務用品や日用品の中にもカーボンオフセットの認証を受けているものがあります。

区分	取り組み項目	具体的取り組み内容
紙使用量の削減		● 必要以上に個人資料を持たず、資料を共有化 ● 裏面用紙の活用徹底 ● 会議資料・内部文書等のコピー用紙使用量の削減 （両面印刷・Ｎアップ・小冊子印刷の活用等） ● 庁内の文書管理システム等の活用によるコピー用紙使用量の削減 ● 必要最小限の部数印刷・発注 ● メールや参考資料等の印刷削減 （画面確認・課内での回覧等） ● 用紙類の購入量チェックによる使用量削減
水の使用		● 水の流し放しの防止 ● 配管等の水漏れ点検の実施
イベント等における環境負荷への配慮		● 主催者・出演者・一般来場者の移動に伴う温室効果ガス排出量の削減 ● 設営時・開催中・撤去時のエネルギー（電力・燃料等）使用の削減 ● グリーン電力証書（下記参照）の利用やカーボンオフセットの実施 ● 配布する印刷物・ノベルティ・設営資材への環境配慮 ● イベント開催に関わる廃棄物の削減
廃棄物排出量の削減		● 分別ボックス等による分別徹底と資源化 （分別の種類をわかりやすく表示） ● 昼食の買い物時等でのノーレジ袋の推進による廃棄物の削減 ● 割り箸使用量の削減（マイはし持参等） ● 使用済み封筒の庁内メール便等での再利用 ● 不要な備品の情報提供による他部署での再使用 ● 裏面用紙・封筒回収ボックスの設置 ● 廃プラスチック・廃油等のリサイクル
各種法令に従った適正な廃棄		● 燃え殻・汚泥・建設廃材等の適正な廃棄 ● 水銀等の有害物質の適正な廃棄
フロンガス使用・廃棄等に係る適正管理		● エアコン・冷蔵冷凍機器・テレビ・洗濯機・自動車等については、フロン排出抑制法・家電リサイクル法・自動車リサイクル法に従い適正に管理または処理

＜グリーン電力証書＞

風力や太陽光等の再生可能エネルギーで発電された電気が持つ目に見えない「環境価値」を「電気そのもの」と切り離して取引する制度があります。グリーン電力証書を購入することによって、「環境価値」のある電力を利用したとみなすことができます。

＜グリーン購入の概要＞

しながわエコリンクでは、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」を基準とするグリーン購入共通手順書に従って行動することとしています。

１．目的

地球温暖化問題が深刻化する中で、持続可能な社会を実現するため、区も事業者・消費者として、環境に配慮した物品の優先購入（グリーン購入）を進めることにより、環境負荷の軽減を図るとともに、循環型社会の構築を目指すことを目的とする。

２．基本方針

（１）区が物品を調達（購入およびリース・レンタルをいう）するにあたって、次の要件について考慮する。

① 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用および放出が削減されていること。
② 製造時、流通段階、使用時ともに資源やエネルギーの消費が少ないこと。
③ 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
④ 長期間の使用ができること。
⑤ 再使用が可能であること。
⑥ リサイクルが可能であること。
⑦ 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。
⑧ 廃棄されるときに、処理や処分が容易なこと。

（２）環境物品等に関する情報の信頼性、適切性、手続きの透明性に留意しつつ、第三者機関による環境ラベル制度による環境配慮商品の活用を図るとともに、自ら排出する温室効果ガスの削減困難な部分においてはカーボンオフセットの活用やカーボンフットプリントによるCO_2排出量の見える化などの新たな取り組みも取り入れていく。

３．対象物品

次の商品に関しては、「４　運用基準」のグリーン購入ガイドラインにより調達するものとする。

（１）用紙類・紙製事務用品類・印刷物類・衛生用紙類
（２）事務用品類
（３）作業服・防災服・エプロン、軍手、災害対策用毛布
（４）自動車、乗用車用タイヤ
（５）コピー機、プリンター、ファクシミリ、スキャナーおよびその複合機
（６）パソコン
（７）エアコン、照明器具、ランプ、移動電話

出典）グリーン購入共通手順書

※内容の詳細については、しながわエコリンクのグリーン購入共通手順書を参照

（２）施設・設備の更新

主に、各施設の責任者や空調や照明等の設備機器の管理者等が、設備・機器の更新導入時に配慮すべき省エネルギーの行動は、以下に示すとおりです。

区分	取り組み項目	具体的取り組み内容
全般	電気使用量の削減 燃料使用量の削減	● 「エネルギーの見える化」によるエネルギー使用量削減 ● 太陽光発電システム・太陽熱利用等の再生可能エネルギーの活用 ● コージェネレーションシステム（下記参照）・省エネ型ボイラーの導入 ● 省エネ診断の実施によるエネルギー使用量削減 ● 施設の新設・改修における省エネ化の検討
照明	電気使用量の削減	● LED 照明機器の導入 ● インバーター省エネ照明機器の導入 ● 照明スイッチの細分化設計による省エネルギーの推進
空調	電気使用量の削減 燃料使用量の削減	● 地中熱・太陽熱等の活用 ● 高効率空調機の導入 ● 複層ガラス・建物の断熱型構造の強化
電気機器	電気使用量の削減	● 節電型 OA 機器の導入 ● 省電力型モーター等を導入 ● 自動販売機の省エネ型機種への変更
給湯	燃料使用量の削減	● 高効率給湯器の導入
公用車	電気使用量の削減 燃料使用量の削減	● 次世代自動車の導入（プラグインハイブリッド車・電気自動車・燃料電池自動車・クリーンディーゼル自動車等） ● ハイブリッド車・アイドリングストップ付低燃費かつ低排出ガス車の導入

＜コージェネレーションシステム＞

コージェネレーションシステムとは、天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等により発電した際に生じた廃熱も回収し、給湯や空調などに利用するシステムのことをいいます。

エネルギー効率が良く、また停電時も自立運転可能なシステムであることから、地球温暖化対策として、また緊急時のエネルギー確保の手段としても有効です。

区分	取り組み項目	具体的取り組み内容
水の使用		● 節水コマの取り付け ● トイレの流水擬音装置の取り付け ● 貯留タンク等の雨水利用設備の導入により雨水をトイレや散水等に中水として利用（雨水の適切な利用が可能な場合） ● 必要に応じて感知式の洗浄弁・自動水栓等の節水に有効な器具を設置
その他の環境配慮		● 外気の活用・遮断が可能な建具の採用やひさし・窓ガラス等の開口部の構造を検討し整備 ● 省エネ型の照明や空調機器の運転制御が行える建築設備について、規模・用途に応じ検討し整備 ● 透水性舗装・浸透升等を必要に応じて設置 ● 敷地への境木等の植栽や建物の屋上・壁面等の緑化 ● 各種の施設整備等にあたっては、地域の自然環境等との調和に配慮 ● 一般廃棄物・産業廃棄物の適正処理

（３）省エネ協議

各所管課が次年度の予算見積をする際、環境課と「省エネ協議」を実施することで、環境施策への反映を図るものです。

省エネ協議では、省エネルギーに資する工夫を施す予定の事業について、省エネ提案書にその工夫の内容や効果を記載し、環境課に提出することが必要です。省エネルギーにつながる工事の実施や備品の購入、再エネ機器の導入等が対象となります。

＜省エネ協議の具体例＞

● 照明の LED 化

蛍光灯や街路灯・体育館等の水銀灯などを LED 化することにより、消費電力を軽減でき、温室効果ガスの削減につながります。

蛍光灯の LED 化では 40%前後、街路灯の水銀灯の LED 化では 60～70%程度の省エネ効果が期待できます。

● 空調設備の更新

パッケージエアコンや集中式空調設備の熱源（ボイラーなど）を、最新の高効率な設備に更新することにより、ガスや燃料などのエネルギー消費量を軽減でき、温室効果ガスの削減につながります。

パッケージエアコンの場合、10 年前の機器に比べると、10%以上の省エネにつながると言われています。

● 給湯設備の更新

給食室や福祉施設などの給湯設備を最新の高効率な設備に更新することにより、10%以上のガス消費量を削減できた事例もあります。

第５章 推進体制

１ 推進体制

本計画は、環境対策推進会議において推進します。
推進体制の詳細は、次頁の設置要綱に示すとおりです。

２ 職員等への意識啓発

（１）情報の提供・啓発

① 区ホームページ等により、情報を提供します。

② 地球温暖化に関する情報の共有化を図ります。

内部：庁内 LAN による職員向けインフォメーション等

外部：委託契約内容等

（２）教育・研修

地球温暖化に関する教育・研修を行っていきます。

３ 公表

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づき、本計画の内容および進捗・達成状況を区ホームページ等を用いて広く公表します。

http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/

環境対策推進会議設置要綱

制定 平成１９年2月２８日
改正 平成２１年3月２７日
要綱第１４８号
改正 平成２４年5月１０日
要綱第１２３号
改正 平成２６年9月１２日
要綱第１１３号
改正 平成２７年3月１１日
要綱第 265 号
改正 平成２９年１月27日
要綱第７号

（設置）
第一条　環境問題に対する、品川区の施策を総合的、効果的に推進するため、環境対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）
第二条　推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。
① 品川区の環境施策全般に関する事項
② 環境マネジメントシステムに関する事項
③ その他前２号に関連し必要と認められる事項

（組織）
第三条　推進会議は、別表に掲げる座長、副座長、委員で構成する。
２　座長は、推進会議を招集し、会議を主催する。
３　副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。
４　座長は、第１項に定めるもののほか、必要と認める者を出席させることができる。

（庶務）
第四条　推進会議に関する事務は、都市環境部環境課において処理する。

（委任）
第五条　この要綱の実施について要綱の定めない事項については、別に都市環境部長が定める。

別　表

役　職	職　名
座長	副区長（都市環境部担任）
副座長	副区長
副座長	教育長
委員	企画部長
委員	総務部長
委員	危機管理担当部長
委員	地域振興部長
委員	文化スポーツ振興部長
委員	子ども未来部長
委員	福祉部長
委員	健康推進部長
委員	品川区保健所長
委員	都市環境部長
委員	品川区清掃事務所長
委員	防災まちづくり部長
委員	災害対策担当部長
委員	会計管理室長
委員	教育委員会事務局教育次長
委員	区議会事務局長
委員	選挙管理委員会事務局長
委員	監査委員事務局長

環境対策庁内会議設置要領

平成２２年７月１５日　都市環境事業部長制定
平成２４年５月１０日　都市環境事業部長改正
平成２７年３月１１日　都市環境事業部長改正
平成２７年７月１５日　都市環境部長改正

（設置）
第１条　品川区において、環境対策に関する庁内の緊密且つ横断的な連携を図り、もって環境政策を円滑に推進するため、環境対策庁内会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

（所掌事項）
第２条　庁内会議は、次に掲げる事項を所掌する。
（１）環境対策関連計画に関すること
（ア）品川区環境計画
（イ）品川区地球温暖化防止対策実行計画
（ウ）品川区地球温暖化対策地域推進計画
（２）環境対策の施策に関すること
（３）環境対策の情報交換に関すること
（４）その他環境対策に関すること

（構成）
第３条　庁内会議は、次に掲げる者による委員によって構成する。
（１）　都市環境部長
（２）　企画調整課長
（３）　財政課長
（４）　施設整備課長
（５）　総務課長
（６）　経理課長
（７）　地域活動課長
（８）　文化観光課長
（９）　子ども育成課

（１０）福祉計画課長
（１１）健康課長
（１２）都市計画課長
（１３）環境課長
（１４）品川区清掃事務所長
（１５）土木管理課長
（１６）会計管理室長
（１７）区議会事務局長
（１８）選挙管理委員会事務局長
（１９）監査委員事務局長
（２０）教育委員会事務局庶務課長

（座長）
第４条　庁内会議には座長をおき、都市環境部長をもって充てる。
　２　座長は、会議の議事運営を行い、会務を総理する。
　３　座長に事故があるときは、環境課長がその職務を代理する。

（招集）
第５条　庁内会議は、必要に応じて座長が招集する。
　２　座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を庁内会議に出席させることができ、意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

（庶務）
第６条　庁内会議の庶務は、環境課において処理する。

（委任）
第７条　この要領に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、都市環境部長が別に定めるものとする。

附　則　この要領は、平成２４年 ５月 １１日から適用する。
附　則　この要領は、平成２７年 ４月　 １日から適用する。
附　則　この要領は、平成２７年 ７月 １５日から適用する。

参 考 資 料

資料-1　施設類型別の電気使用量の年間推移

区の業務による CO_2 排出量の約 75%が、電気の使用によるものです。

電気の月別使用量について、施設類型別に整理した結果を下図に示します。

全体的に、暖房や冷房などの空調利用により、冬季や夏季の電気使用量が大きくなる傾向にあります。ただし、冬季・夏季は徹底した省エネ対策が実施されており、空調にガスを使用している施設などもあることから、その季節変化は比較的なだらかな施設も見られます。

また、過去 3 年間の実績を比較すると、月別の変化の傾向には大きな差はありません。なお、高齢者福祉施設では平成 28（2016）年度から、産業支援施設等では平成 27（2015）年度から電気使用量が増加していますが、これは施設数の増加によるものです。

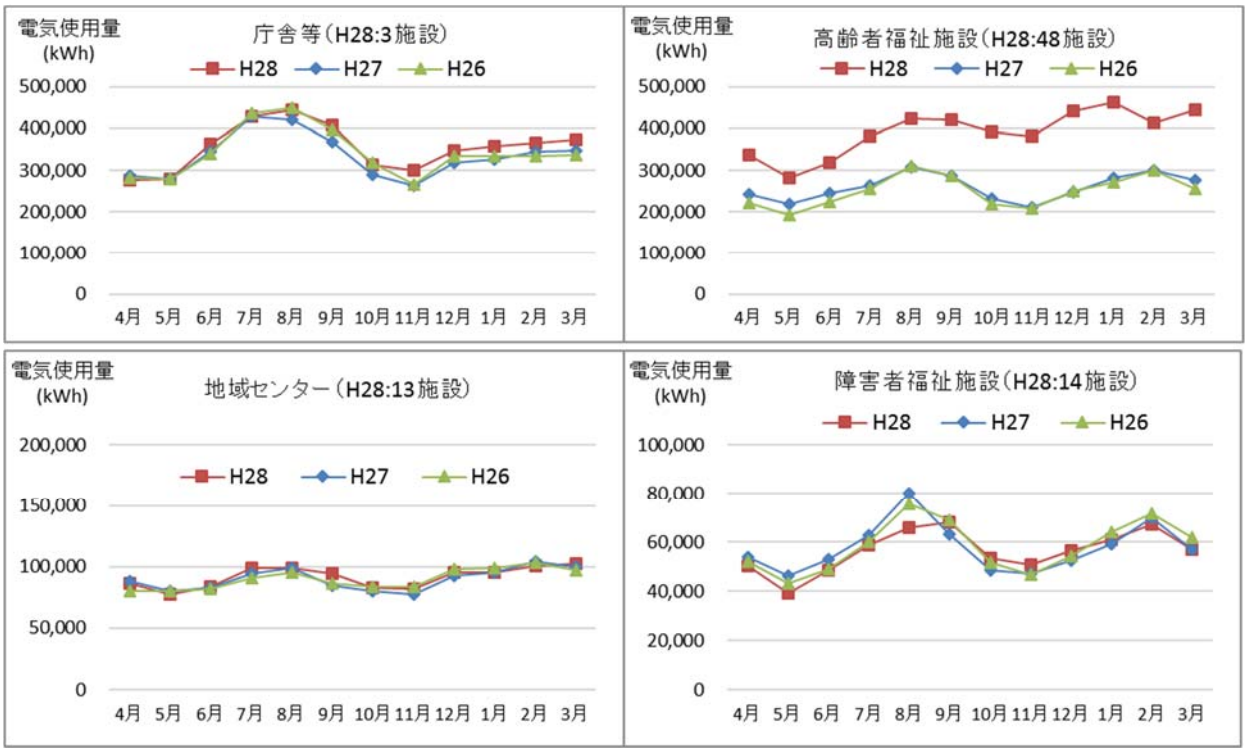

図　施設類型別の電気使用量の年間推移（1/2）

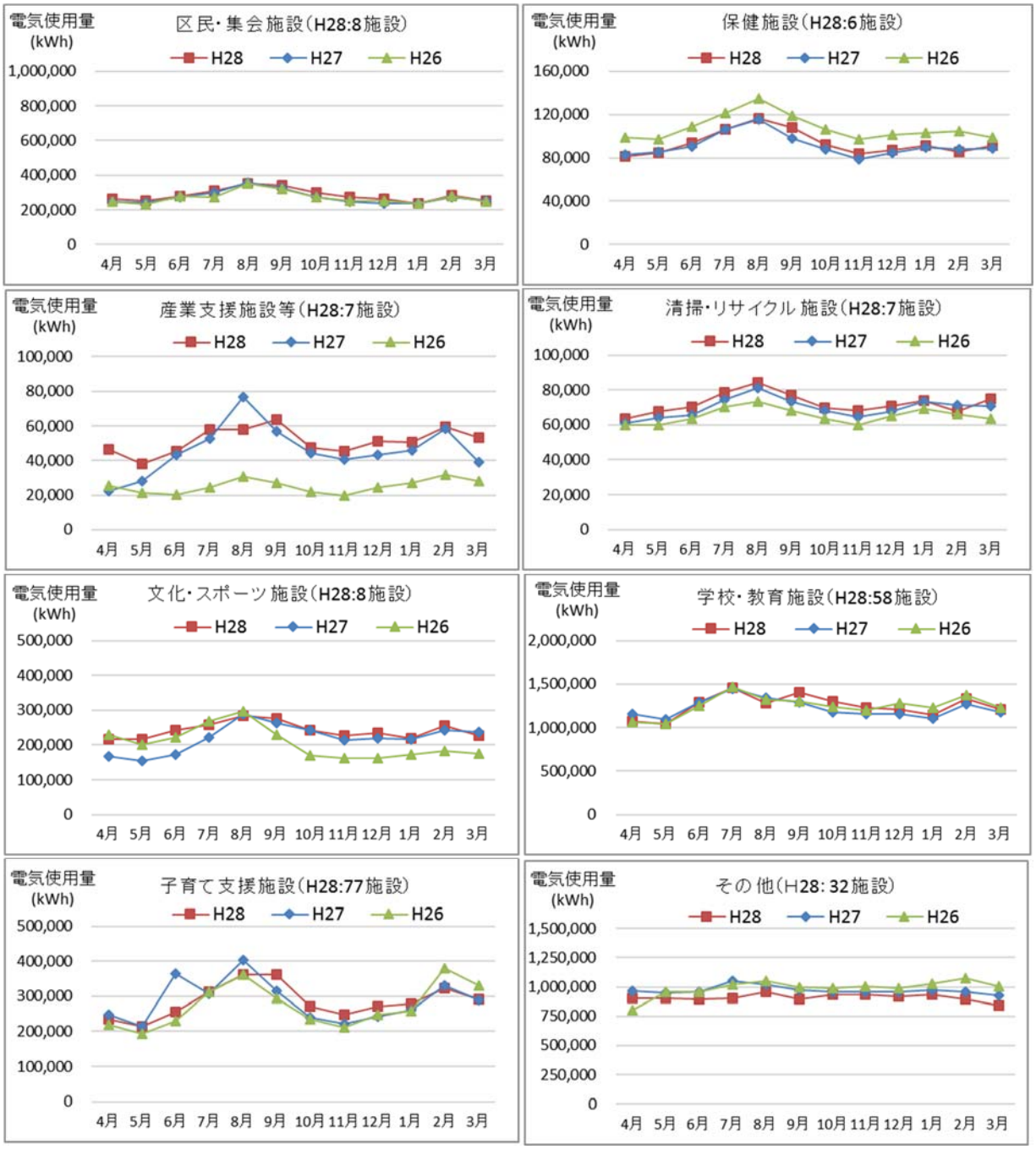

図　施設類型別の電気使用量の年間推移（2/2）

※複合施設で電気使用量が区分できない場合は、集計している施設でまとめています。

資料-2　再生可能エネルギー等導入状況

地区名		施設名	住所	太陽光	街路灯（太陽光）	街路灯（太陽光＋風力）	太陽熱	雨水利用施設	備考
品川	1	総合庁舎（本庁舎・第 3 庁舎・議会棟）	品川区広町 2-1-36					○	
	2	第二庁舎（防災センター）	品川区広町 2-1-36	○				○	
	3	品川学園（義務教育学校）	品川区北品川 3-9-30	○		○		○	地中熱利用設備あり
	4	品川保健センター・健康センター	品川区北品川 3-11-22	○				○	
	5	御殿山小学校	品川区北品川 5-2-6	○			○	○	風力発電あり 地中熱利用設備あり
	6	台場小学校	品川区東品川 1-8-30		○			○	
	7	東品川高齢者施設（福栄会）	品川区東品川 3-1-8				○	○	
	8	ファミーユ下神明	品川区西品川 1-20-16		○				
	9	しながわ中央公園（管理棟）	品川区西品川 1-27-14	○		○	○		
	10	中小企業センター	品川区西品川 1-28-3	○					
大崎	11	第三日野小学校（北棟・南棟）	品川区上大崎 1-19-19		○			○	
	12	上大崎特別養護老人ホーム	品川区上大崎 3-10-7	○					
	13	日野学園（義務教育学校）・総合体育館	品川区東五反田 2-11-1	○				○	
	14	西五反田複合施設（高齢者施設・住宅）	品川区西五反田 3-6-6	○				○	
	15	ファミーユ西五反田（東館）	品川区西五反田 3-6-38			○		○	
	16	第一日野小・幼保一体施設・教育複合施設	品川区西五反田 6-5-32			○		○	
荏原	17	荏原複合施設(保健センター・高齢者施設)	品川区荏原 2-9-6	○				○	
	18	スクエア荏原	品川区荏原 4-5-28	○				○	
	19	武蔵小山創業支援センター	品川区小山 3-27-5	○					
	20	小山小学校	品川区小山 5-10-6	○				○	
	21	荏原第六中学校	品川区小山 5-20-19	○				○	

地区名		施設名	住所	太陽光	街路灯（太陽光）	街路灯（太陽光＋風力）	太陽熱	雨水利用施設	備考
	22	戸越台複合施設（中学校・高齢者施設）	品川区戸越 1-15-23	○				○	
	23	中延高齢者施設	品川区中延 6-8-8	○				○	
	24	平塚橋複合施設(特養ホーム・ゆうゆうプラザ)	品川区西中延 1-2-8	○	○				
	25	第二延山小学校	品川区旗の台 1-6-1	○	○				
	26	旗台小学校	品川区旗の台 4-7-11	○					
	27	荏原第五中学校	品川区旗の台 5-11-13	○					
	28	荏原第三地域センター	品川区平塚 1-13-18	○					
	29	荏原平塚学園（義務教育学校）	品川区平塚 3-16-26			○		○	
	30	豊葉の杜学園（義務教育学校）	品川区二葉 1-3-40	○		○		○	
	31	杜松高齢者施設	品川区豊町 4-24-15	○					
大井	32	大井三丁目高齢者憩いの場	品川区大井 3-17-16	○					
	33	伊藤学園（義務教育学校）	品川区大井 5-1-37	○				○	
	34	大井認知症高齢者グループホーム	品川区大井 6-20-5	○					
	35	浜川中学校	品川区東大井 3-18-34	○					
	36	大井林町高齢者複合施設	品川区東大井 4-9-1	○	○			○	
	37	総合区民会館（きゅりあん）	品川区東大井 5-18-1					○	
	38	冨士見台中学校	品川区西大井 5-5-14	○					
	39	伊藤小学校	品川区西大井 5-6-8	○					
	40	区立かがやき園	品川区西大井 6-2-14	○					
	41	浜川小学校	品川区南大井 4-3-27	○					
	42	南大井複合施設（高齢者施設・住宅）	品川区南大井 5-19-1	○				○	
八潮	43	資源化センター	品川区八潮 1-4-1	○					

地区名		施設名	住所	太陽光	街路灯（太陽光）	街路灯（太陽光＋風力）	太陽熱	雨水利用施設	備考
	44	八潮南特別養護老人ホーム等高齢者福祉施設	品川区八潮5-9-2		○				
	45	こみゅにてぃぷらざ八潮	品川区八潮5-9-11		○				
区外	46	日光しながわ光林荘	栃木県日光市細尾町 676-1		○			○	
	47	品川荘	静岡県伊東市広野 1-3-17				○		

更新日：平成 30（2018）年 1 月 30 日